

日豪 E P A 交渉に関する意見書の提出について

上記意見書を下記のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 19 年 3 月 16 日提出 **平成 19 年 3 月 16 日可決**

提出者	清水保三	賛成者	山田朱美	賛成者	佐藤 淳	賛成者	冬木一俊	賛成者	坂本忠幸
賛成者	岩崎和則	"	永井孝男	"	茂木光雄	"	神田省明	"	塩原吉三
"	石井竹則	"	阿野行男	"	松本啓太郎	"	木村喜徳	"	隅田川徳一
"	大久保協城	"	湯井廣志	"	堀口昌宏	"	針谷賢一	"	大戸敏子
"	安田 肇	"	斉藤千枝子	"	櫻井定男	"	青柳正敏	"	久保信夫
"	橋本新一	"	三好徹明	"	稲垣一秀	"	櫻井利雄	"	
"	串田 武	"	反町 清	"	片山喜博	"	平野元久	"	

日豪 E P A 交渉に関する意見書（案）

わが国政府は、昨年 12 月 12 日の日豪首脳会談において、経済連携協定（E P A）の交渉の開始に合意しました。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態であります。このため、豪州との交渉では、農畜産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱い如何によっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させることは明白であります。

つきましては、政府においては、豪州との交渉にあたり、以下の事項が確保されるよう断固とした対応を強く要望します。

記

（1）重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成 19 年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業をはじめ関連産業、地域経済を崩壊させることにもつながる。

特に、本県では小麦、牛肉、乳製品の生産が多く、353 億円もの農業産出額の減少が県の試算で出ており、極めて影響が大きい。今回の交渉においてこれらの品目を除外するなど例外措置を確保すること。

（2）W T O 農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の断固阻止を主張し続けている。

このため、豪州との E P A において、W T O 交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきた G 10 各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、W T O 交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

（3）交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州との E P A 交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 3 月 16 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣 宛